

京極町告示第 号

町有車両売払いの告示について

町有車両の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び京極町財務規則（平成6年4月1日規則第1号）第100条の規定に基づき告示する。

令和5年9月14日

京極町長 佐古岡 秀 徳

1. 入札に付する車両

ショベル・ローダ(カワサキ KLD702-0910 昭和62年製造)

2. 入札参加資格等

申込みは、個人又は、法人とします。

<参加資格>

次のいずれかの規定に該当する方は参加できません。

- ①市町村民税を滞納している者
  - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）により指定された暴力団員及びその構成員
  - ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- 当該入札に係る締結を有しない者（未成年者、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ていない者

④京極町の財産に関する事務に従事する職員

⑤前各号に掲げるもののほか、特に町長が定めるもの

### 3. 入札参加申込方法等

入札に参加しようとする方（以下「入札参加者」という。）は、本案内書をよくお読みになり、必ず入札の条件、契約条項、現地の状況等を十分に確認し、すべて了解されたうえで申込みをしてください。

#### （1）入札参加に必要な提出書類

入札参加者は、次の書類（以下「入札書等」という。）を申込者の区分により提出してください。

#### ①入札参加者が個人の場合

ア 入札書

イ 委任状(代理人が参加する場合)

ウ 住民票の写し (※町外の方のみ、発行後1ヶ月以内のもの)

エ 納税証明書 (※町外の方のみ、発行後1ヶ月以内のもの)

オ 納税確認同意書

#### ②入札参加者が法人の場合

ア 入札書

イ 委任状(代理人が参加する場合)

#### （2）提出方法

申込書等の提出は、提出場所に直接持参または郵送とする。

#### （3）提出期間

令和5年9月14日（木）から10月2日（月）

午前8時45分から午後5時30分まで

#### (4) 提出場所

虻田郡京極町字京極527番地 住民福祉課窓口(1階)

#### (5) 入札参加にあたっての留意事項

- ①入札書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とします。
- ②提出された入札書等は、入札参加資格の確認以外に使用しません。
- ③提出された入札書等は、返却しません。
- ④申込受領後における入札書等の差替え又は再提出は認めません。

#### (6) 車両の確認について

車両を確認される場合、住民福祉課環境衛生係までお電話、メールにて連絡もしくは直接来庁していただきますようお願いいたします。

**※現況**のままで引き渡します。(写真と現況が相違している場合は、現況が優先します)

また、車両の清掃、補修、解体、撤去、移動等に係る手続き及び費用の負担、支出等は一切行いません。

#### 4. 入札日時について

##### (1) 入札実施日時

令和5年10月10日(火) 午前10時

##### (2) 場所

虻田郡京極町字京極527番地 京極町役場1階応接室

#### 5. 入札保証金

入札保証金は免除します。

#### 6. 入札方法等

- (1) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(2) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人場合は名称）及び落札金額を落札者に連絡いたします。

(3) 落札の決定に当たっては、最も高い金額により入札を行った者を落札者とします。

(4) 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、再入札により落札者を決定します。

(5) 入札を公正に執行することができないなど、特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

#### 7. 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札

(2) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(3) 不正行為による入札

(4) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札

(5) 入札の案内書等において示された条件に違反した入札

(6) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった入札

(7) 予定価格未満の額での入札

(8) その他、入札に際し不正な行為があった入札

#### 8. 契約の締結

(1) 落札後、落札者に契約書を2部郵送いたしますので、受取より7日以内に実印押印、収入印紙貼付（1部のみ）のうえ持参もしくは郵送してください。

(2) 落札者が、契約書の受取より7日以内に契約を締結しない場合、当該落札は無効となりますので、十分ご注意ください。

(3) 売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙等、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

## 9. 契約保証金

契約保証金は免除します。

## 10. 売買代金の納入方法

(1) 売買代金の納入は、契約締結後、10日以内に京極町の発行する納入通知書もしくは請求書により納めていただきます。

(2) 売買代金の分割納付はできません。

## 11. 所有権の移転等

(1) 売払車両の所有権は、購入者が売買代金を全額納めたときに移転します。

(2) 売買物件の名義変更手続きは、売買代金を完納した後、購入者が、購入者の住所を管轄する運輸支局に申請を行うものとし、遅滞なく名義変更の手続きを行うものとします。

(3) 名義変更手続きに要する登録手数料、自動車取得税その他の費用は購入者の負担とします。

(4) 売払車両は、現地で状態を確認し、現状有姿のまま引渡します。

## 12. その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、京極町財務規則等によって処理します。

入札に参加を希望される方は、別途、定める「町所有のショベル・ローダ売

り払いについて」を参照のうえ、入札に参加ください。

### 13. 売払い日程

項目	期間	時間	場所
案内書回覧・ 入札参加申込み	9月14日(木)～ 10月2日(月)	午前8時45分から 午後5時30分まで	京極町役場 1階住民福祉課
入札日	10月10日(火) 午前10時		
売買契約締結	契約書受取より7日以内 10月20日(金)頃		京極町役場 1階住民福祉課
売買代金納付期限	契約締結後10日以内		京極町役場 1階住民福祉課

### 14. お問い合わせ先

京極町役場 住民福祉課環境衛生係

電話 0136-42-2111

FAX 0136-42-3155